

戦争と仏教

ー戦争は戦争の顔をしてこないー

講述 山内小夜子



非戦決議 2015

私たちは過去において、大日本帝国の名の下に、世界の人々、とりわけアジア諸国の人たちに、言語に絶する惨禍をもたらし、佛法の名を借りて、将来ある青年たちを死地に赴かしめ、言いしれぬ苦難を強いたことを、深く懺悔するものであります。

この懺悔の思念を旨として、私たちは、人間のいのちを軽んじ、他を抹殺して愧じることのない、すべての戦闘行為を否定し、さらに賜った信心の智慧をもって、宗門が犯した罪責を検証し、これらの惨事を未然に防止する努力を惜しまないことを決意して、ここに「不戦の誓い」を表明するものであります。

さらに私たちは、かつて安穩なる世を願い、四海同朋への慈しみを説いたために、非国民とされ、宗門からさえ見捨てられた人々に対し、心からなる許しを乞うとともに、今日世界各地において不戦平和への願いに促されて、その実現に身を捧げておられるあらゆる心ある人々に、深甚の敬意を表するものであります。

私たちは、民族・言語・文化・宗教の相違を越えて、戦争を許さない、豊かで平和な国際社会の建設にむけて、すべての人々と歩みをとることを誓うものであります。
『不戦決議』（1995年）

戦後50年を経た1995年6月、真宗大谷派は、人類の願いを「不戦の誓い」として表現しました。

私たちは、この決議の重みを再確認し、あらためて平和の意味を問いたいと思います。

決議より20年、戦争の悲惨さと愚かさに対する人々の感覚は風化してきています。その風化は、現在も、基地問題で苦しむ沖縄の人たちの心に向き合おうとせず、戦争に向かう状況を生み出そうとしています。

私たち人間の生きざまを憐れんで「国に地獄・餓鬼・畜生あらば、正覚を取らじ」と誓い、法蔵菩薩は、浄土を建立されました。

永い人類の歴史は、人が人を殺し、傷つけ合う悲しみの連続でありました。如来の願心は、自我愛を正当化して「賜りたいのち」を奪い合うことを悲しみ、私たちに「共に生きよ」と呼びかけておられます。

この呼びかけに応じ、「殺してはならぬ、殺さしめてはならぬ」という仏陀の言葉を如来の悲願と受け取り、あらためてここに「非戦の誓い」を表明いたします。

そして、世界の人々と積極的な対話を通じて「真の平和」を希求してまいります。

上記決議いたします。

2015年6月 9日 真宗大谷派 宗議会議員一同

2015年6月10日 真宗大谷派 参議会議員一同

戦争と仏教

ー戦争は戦争の顔をしてこないー

講述 山内小夜子

はじめに

皆さん今晚は、私は山内小夜子と申します。どうぞよろしくお願い致します。

私は京都の東本願寺、真宗大谷派の解放運動推進本部で働いています。

今日は「戦争と仏教」という講題に、「戦争は戦争の顔をしてこない」という、ちょっとわかりにくいサブタイトルをつけました。皆様と一緒に戦争や平和について、また日本国憲法（以下憲法）で言えば、第九条と、第二十条の「信教の自由」という条文で表現されている問題を確かめたいと思います。

そのことを、私の所属する真宗大谷派（東本願寺）の歴史、とりわけ戦争中の歴史と、その歴史を戦後どのように受け止めてきたかたどる中でご報告させていただき、一緒に考えていければと思っています。

若い人たちを戦場に

仏教の教えの中で、初期の頃から大事な戒律、戒めとしてありますのは不殺生戒です。仏教とは、「殺すなかれ、殺さしめるなかれ」という戒めを持つ宗教です。



資料1 「仏具の供出」

しかし、戦争中は、そのような仏教の戒律や宗祖親鸞聖人の教えが、一人ひとりの心の中にはあったのでしようが、大きな国の流れの中に巻き込まれていくような状況でした。

少しそのことを知っていたために、一枚の写真（資料1）を見ていただきたいと思います。タイトルに「仏具の供出」とあります。

一九四一年（昭和一六）太平洋戦争が始まります。資源が少ない私たちの国は、戦争のための鉄や金属等が乏しくなってしまう、一軒一軒の家から鍋や釜や農機具、女性たちの装飾品の指輪や首飾りまで供出させました。

この写真は、岐阜県池田町温知おんち小学校講堂での「仏具の供出」法要の様子です。梵鐘ぼんしょう、花瓶かひん、喚鐘かんしょう、燭台しょくたい等が並べられています。私たちからすれば仏具は、仏様の道具です。そ

ういうものまでが供出させられていくという状況がありました。戦争の中で、お寺も戦争に巻き込まれ、仏様の道具まで戦争の道具として供出したのです。

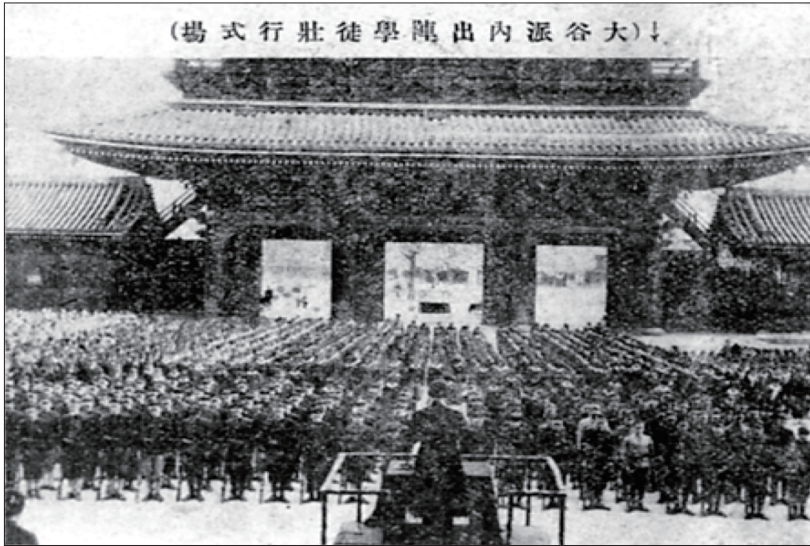
そして一方、このような動きもありました。こちらは東本願寺の大門前の写真（資料2）です。大門に「挺身殉国」というスローガンが掲げられました。「身を挺して国に尽くしなさい」という言葉を、仏教教団が不殺生ということを言いながら掲げた歴史があるのです。

次に、この「大谷派内出陣学徒壮行会」の写真（資料3）なども、今から見れば非常に痛ましい写真でございます。一九四四年（昭和一九）の学徒出陣の写真です。戦争中、戦争が終わった後の未来の日本社会の中核となり国を担っていくのが若い学生であると考えられ、当初は徴



資料2 「挺身殉国」

兵を猶予されて戦場にはいく必要がありませんでした。ところがいよいよ戦況が厳しくなっていくと、兵隊が足りなくなると、学生までもが出陣しました。学び舎を出て、真宗聖典や万年筆を置いて、戦場に行くことになります。この写真は、足にゲートルを巻き、手に銃剣を持たされて、いよいよ



資料3 「大谷派内出陣学徒壮行会」

「戦争に行きます」という学生たちに、当時の「法主」^{ほつす}が、「戦場で頑張ってこい」と訓話をし、戦地に送り出す状況を写した写真です。

戦争が始まると、仏教教団も戦争と無関係にすることができず、若い人たちを戦場に送り出し、ご門徒の方々には「仏法は心に、身は国家に尽くしなさい」と教えていくのです。

戦争を信仰の課題として

日本は七十一年前に敗戦を迎えました。戦争でおよそ三二〇万人の国民が亡くなりました。アジア太平洋地域、中国や朝鮮半島、南洋諸島で、日本の戦争によって亡くなられた方々は二五〇〇万人とも三〇〇〇万人とも言われています。本当にたくさんの生命が失われたのです。

その戦争をどう考えるのか。それも仏教者としてどう考えるのか、ということです。

長い間、日本社会の中で、戦争や戦争責任を仏教者自身が信仰の課題として取り上げることがありませんでした。むしろ敗戦国として、戦後の荒れ地からの復旧・復興、新しい国づくりに懸命に猛進した七十年間だったのかも知れません。

それでも戦争が終わって四十年ぐらい経ってから、自分たちの宗門の歴史を振り返り、仏教教団として、あるいはその時を生きた仏教徒として「先の戦争をどう考えたら良いのか。戦争中の自分の仏教徒としての信仰と、戦争が終わった後の仏教徒としての信仰の差異に、どうやって整合性を持たせるのか」と、信仰の課題とされた僧侶たちがいらっしやいました。

その中の一人が市川白弦いちかわはくげんさんです。市川さんは臨済宗妙心寺派の方で禅の研究者であり、京都市の教育委員や花園大学でも教鞭をとられました。日本の仏教徒として、おそらく一番初めに「日本の仏教徒の戦争責任」を自らに問い、表明された方です。『仏教徒の戦争責任』という論文を一九七〇年（昭和四五）に執筆されています。その中で、仏教徒にとって戦争体験とは何であったのかを、次のように述べられています。

戦争体験は単なる戦争体験として捉えてはならず、それはどこまでも天皇制体験と戦争体験との統合としての聖戦体験として捉えられ反省されなければならない。我々の戦争責

任の反省が天皇帝に対する批判と我々の内なる天皇制的エートスに対する自己批判を欠くならば、それは不徹底という他ないであろう。（『仏教徒の戦争責任』市川白弦・法藏館）

戦後生まれの私たちには、当時の「天皇制」とか「天皇制体験」もしくは「内なる天皇制的エートス」という内容について、実感としてよくわかりません。ただ戦争というと、単純に戦場で兵士がどういう戦闘をしたのか、もしくは兵士を送った後の家族がどのような銃後体験をしたのか、という程度の戦争体験しかイメージできなかったのです。市川先生からは、戦争体験とは、「戦争体験」と「天皇制体験」とが一つに合わさったものとして考え、反省されなければならぬという視点をいただきました。

平和のうちに生存する権利（日本国憲法前文）

さて、今から、七十一年前に戦争が終わり、私たちの国は戦争の中で得た教訓を新しい憲法の中で表現しました。それは憲法の前文です。この新しい憲法をもって国際社会の中に復帰したわけです。

その前文には、

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

とあります。この前文のキーワードは、最後の一行にある「平和のうちに生存する権利を有する」と、つまり私たちは平和な社会に生きる権利があるという部分です。

この憲法は、学徒動員で若者が血を流し、戦争の中で国民一人ひとりが経験したみじめさ、苦しき、悲しみの結晶として誕生した憲法です。その憲法の前文に「一人ひとりが平和のうちに生存する権利がある」と謳ったのです。そして、もう一つ日本国憲法の前文が素晴らしいところは、日本国民だけでなく、「全世界の国民が」と、全世界の人たちが平和のうちに生存する権利があると表明したことです。

憲法第九条は戦争を棄てる誓い

さて憲法第九条です。

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第九条は何を定めていますか。平和を謳っていますね。でも「第九条は平和を謳っている条文です」という表現では不十分です。第九条が謳っているのは「戦争を棄てた」ということです。戦争を放棄した。大阪弁でいうと「戦争をほかした」となります。戦争という手段を持たない、棄てたのです。「戦争をしない」ではないのです。「する、しない」ではなくて、戦争という手段そのものを棄てた、ほかしたということです。このことを第九条は誓っているのです。

信じなくてもいい自由（憲法第二十条・第八十八条）

そして今日、この第九条と共にみなさんと共有したいのは第二十条の信教の自由ということですが。第九条と第二十条は兄弟姉妹、ペアの関係なのです。そういうことを今日確認したいと思っています。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。（前段）

いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。（後段）

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

これが信教の自由の条文です。

第一項前段が、全般的・概括的に信教の自由の権利を述べたものです。第一項後段と第二項、第三項では、政教分離規定など、信教の自由の具体的な内容を述べています。信教の自由が侵害される具体的な場合ですので、「してはならない。されない」という禁止言葉の条項となっています。信教の自由というと、信じる自由というふうに思っておられる方が多いかもしれませんが

ん。何を信じてもいい、どういう宗教を信じてもいい。しかし、それだけではありません。信じる自由と同時に、信じなくてもいい自由も保証しているのです。信じることを強要されない自由もあるのです。信じる自由も、信じない自由もあるのです。何か信じるということのを他から、とりわけ国から強要されたり、押しつけられたり、そういうことに従わなくていい、従う必要はないという自由を規定しています。

そしてこの第二十条の信教の自由の条文を、財政のところでも禁止している条文が第八十九条です。政教分離原則と言われます。一九四五年（昭和二〇）まで、靖国神社が陸軍省・海軍省の管轄であったように、多くの神社が国家と不可分でした。国家と宗教を分離するとわざわざ強く言わなければならない歴史があるのです。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

これは、第二十条の第三項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」というこの一項を、財政上からも禁止した条文です。

第九条もそうですが、第二十条においても「してはならない」「強制されない」と禁止の言葉でしめられています。非常にはっきりと厳格に、国家と宗教の分離を言っているわけです。

条件付き信教の自由（大日本帝國憲法）

信教の自由ということについて、明治の「大日本帝國憲法」の中でも規定はされてきました。江戸時代から明治維新を経て鎖国を解いた日本が、他の諸外国欧米列強と肩を並べていくためには、江戸時代に禁制としたキリスト教の、その禁制を解かなければなりませんでした。大日本帝國憲法では、次のような条文です。

大日本帝國憲法 第二十八条

日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

これは諸外国からの要請からできた条文ですけれども、一応の信教の自由が保障されたと言えます。「日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限りに於て信教の自由を有す」とあり、「安寧秩序」と「臣民の義務」に背かない限りにおいて信教の自由を持っています

よという内容です。

ここの「臣民の義務」とはなんでしょう。そういうことを、少し頭に置いておきながら私たちの宗派・真宗大谷派（東本願寺）の歴史をたどるお話をさせていただきたいと思えます。

私たちの非戦の誓い

私たちの宗派は真宗大谷派ですが、今日の資料（表紙裏参照）に「不戦決議2015」が掲載されています。この上の段に書かれています「不戦決議」という文章は、今から二十一年前の一九九五年（平成七）に真宗大谷派が社会に向けて発信し誓った非戦の誓いです。その中に、戦争中に教団は何をしてきたのか。そして、今ある私たちは何をしなければいけないのか、ということが書かれています。

真宗大谷派は、戦争中に戦争を罪悪だと見抜くことができなかった教団です。そして、たくさんの若い人たちを戦場に送ったという歴史があります。そのことをこういう言葉で謝罪し、非戦の誓いとしたわけです。

不戦決議

私たちは過去において、大日本帝国の名の下に、世界の人々、とりわけアジア諸国の人たちに、言語に絶する惨禍さんかをもたらし、佛法の名を借りて、将来ある青年たちを死地に赴かしめ、言いしれぬ苦難を強いたことを、深く懺悔ざんげするものであります。

この懺悔の思念を旨として、私たちは、人間のいのちを軽んじ、他を抹殺して愧はじることのない、すべての戦闘行為を否定し、さらに賜った信心の智慧をもって、宗門が犯した罪責を検証し、これらの惨事を未然に防止する努力を惜しまないことを決意して、ここに「不戦の誓い」を表明するものであります。

さらに私たちは、かつて安穩あんゑんなる世を願い、四海しかい同朋どうぼうへの慈しみを説いたために、非国民とされ、宗門からさえ見捨てられた人々に対し、心からなる許しを乞うとともに、今日世界各地において不戦平和への願いに促されて、その実現に身を捧げておられるあらゆる心ある人々に、深甚の敬意を表するものであります。

私たちは、民族・言語・文化・宗教の相違を越えて、戦争を許さない、豊かで平和な国際社会の建設にむけて、すべての人々と歩みをとることを誓うものであります。

右決議いたします。

一九九五年六月十三日 真宗大谷派 宗議会議員一同

一九九五年六月十五日 真宗大谷派 参議会議員一同

真宗大谷派は、毎年春の法要期間中の四月二日に、全戦没者追弔法会という法要を、本山・東本願寺でお勤めします。この「不戦決議」を今日お配りしましたようなパンフレットにして、繰り返しこの言葉を確認する場となっています。そして、それぞれの教区、例えば久留米教区（福岡県・佐賀県の範囲）においてはこれを木の板に掘って、教務所の講堂に掲げたりしています。二〇一五年（平成二七）には奥羽教区（秋田県・青森県の範囲）が、「不戦決議」を啓発ポスターにして全国の寺院に配布しました。

私たちは、繰り返しこの「不戦決議」を確認する必要があります。特に「これらの惨事を未然に防止する努力を惜しまないことを決意して」とありますように、「もう二度とこんなに悲惨な戦争を起こさない。未然に、起こる前に防止するその努力を惜しまないのが私たち宗派の仕事です」と確認していくことが大事です。

そして、今、私たちのこの社会で「戦争を未然に防止する努力」とはいったい何をすることなのか、一人ひとりの僧侶、一人ひとりの門徒が一回考えてみましょうと、呼びかけているのが「不戦決議」の言葉です。

宗門が見捨てた人たち

もうひとつ「不戦決議」の中の注目してもらいたい部分が、「かつて安穩あんのんなる世を願ひ、四海しかい同朋どうぼうへの慈しみを説いたために、非国民とされ、宗門からさえ見捨てられた人々に対し、心からなる許しを乞う」とあるところです。

戦争中、もしくは戦前の日本社会において、四海同朋といいますが、国の境を超えてアジア太平洋地域の人々は同朋だと、つまり、共に生きる人たちだという視点を持って生きようとしたがために「非国民」にされ、国家から罪人（つみびと）とされた僧侶がおられました。そういう僧侶を私たちの宗門は見捨てました。

その人たちに「心からなる許しを乞う」と書かれています。「許しを乞う」ためには、まずその人たちがどういうことをされたのか、その歴史を掘り起こすことが大事です。

どんな人か、どういう名前か、どこの人なのか。その人はその時何をしたのか、その行為に対して宗門はどういう対応をしたのか。その結果、その方はどうなったのか、そのご家族はどうされているか。そして、そのような歴史に対して今、私たちは何をすべきなのか、そして、この歴史を次にどう伝えていくのか。「許しを乞う」とは、こういう取り組みを継続し続けていくということです。

戦争に反対した僧侶

真宗大谷派の僧侶の中で、戦争中、戦争に反対した、もしくは戦争が始まるまでの時代社会の中で戦争を生み出すような事柄に対して宗祖の教えをもって反対した、そういう僧侶がいらっしゃいます。

今日は、大阪教区のお一人である高木顕明さん（資料4）についてお伝えしたいと思っています。



資料4 「高木顕明」

代末期、名古屋のご出身です。志をもつて僧侶となり、和歌山県新宮市の浄泉寺（じょうせんじ）というお寺のご住職をされていました。顕明さんが生きられた時代は、明治維新を経て、日本は富国強兵、殖産興業でもって国づくりをしていく時代でもあったわけです。

顕明さんは、人生の中で大きな戦争を二つ経験しています。日本が、はじめて

外国と戦争をしたのが日清戦争です。一八九四年（明治二七）から一八九五年に清国、今の中国と戦争をしました。そしてその十年後、一九〇四年（明治三七）から一九〇五年に起こったのが日露戦争です。

日露戦争と言いますと、今から三年ほど前のNHKの大河ドラマ「坂の上の雲」を覚えておられますか。主人公の秋山好古^{あきやまよしふる}、真之の兄弟^{まねゆき}は、私の故郷の愛媛県の松山出身の方で日露戦争の時に武功を挙げた軍人です。道後温泉の近くには「坂の上の雲ミュージアム」という、秋山兄弟を顕彰する記念館があります。ロシアという大国と日本は戦争をしましたが、その原因は中国の「満洲」や関東州の租借権・鉄道敷設権等を巡る利権争いですね。戦場は日本の国土でもロシアの国土でもなく、朝鮮半島や中国の遼東半島であったわけです。

その日露戦争に際して、この顕明さんは真宗の教えに基づいて戦争に反対をします。顕明さんが残された『余が社会主義』には次のように書かれています。

極楽世界には他方之国土を侵害したと云う事も聞かねば、義の為ニ大戦争を起したと云ふ事も一切聞かれた事はない。依て余は非開戦論者である。戦争は極楽の分人の成す事ではないと思ふて居る。

（『余が社会主義』・『高木顕明の事跡に学ぶ学習資料集』真宗大谷派（東本願寺）所収）

私たちは、極楽の世界を「浄土」と言うことが多いですね。「浄土真宗」の浄土です。

ですから、顕明さんの言葉は、「極楽（浄土）の世界には、他方の国土を侵害したということ
を聞いたこともなければ、正義のために大戦争を起こしたということも、一切聞いたことが無い、
だから私は非戦論、非開戦論者である」となります。そして「戦争は、極楽（浄土）という故
郷を心に分かち持つ人間のすることではない」と、はっきりおっしゃっています。

顕明さんは、こういう言葉で、日本とロシアの戦争に反対し非戦を説いたわけです。

しかし、教えは教えとしてありますが、私たちは娑婆しゃばの世界を生きているわけです。戦争をす
る国の中で、「仏教の教えは不殺生ふせつじょうであって、親鸞聖人の教えで戦争はしない。戦争せよと聞い
たことがない」とどんなに表明していても、戦争の状況になった時には、教えに生きたいと願
っている僧侶も戦争に巻き込まれてしまう、そういう歴史がありました。

教義に照らして反対

では、どういう形で巻き込まれていくか。この写真は（資料5）、顕明さんが住まわられていた
ころの面影を残す浄泉寺の旧本堂です。



資料5 「浄泉寺旧本堂」

高木顕明さんと同じ時代に、新宮教会で牧師をされていた沖野岩三郎おきのいわさぶろうさんが、顕明さんが亡くなられた後に（私は、顕明さんは殺されたと考えていますが）、顕明さんの業績をたくさんじせきの小説で書き残されています。その中の『煤すすびた提灯ちようちん』には、高尾という名前で顕明さんが登場しています。少し長いですが読んでみます。

高尾が町内真宗寺院の僧侶達から排斥され始めたのは日露戦争の始まった頃からであった。

各宗十一ヶ寺の僧侶達は『皇国戦捷敵国降伏大祈祷会』を聯合で五日間執りしようといふ事の相談会を開いた。夫れは町の有志から寄附金を募集して

参詣者には御供の餅を配らうといふのであつた。

各宗の僧侶達は一も二も無く夫れに賛同したが、高尾は独り其の相談に賛成しなかつたのである。彼が賛成しなかつた理由は、自分の宗旨は絶対他力であつて、決して禁厭祈祷の如き事をなすべきもので無いといふ単純な理由であつた。しかし他の僧侶達は其の教義上の主張には毫も耳を傾けないで、頭から忠君愛国といふ言葉で高尾にも強いて賛同させようとしたのであつた。

これが平信徒の会合なら兎も角、一宗一派の僧侶であり、殊に其中には宗教大学で角帽を被た事のある住職も居るのだから、今少し理解のある議論も出さうなものだと思つたが、皆といふ皆が悉く白い眼でもつて高尾を見た。夫れは彼が近頃耶蘇教の牧師と交際したり、社会主義者と往来したりする為、さう云ふ連中の議論に気触れて非戦論を主張するのだと観られたからであつた。

會議の結果は矢張り敵国降伏の祈祷をする事に決つた。そしてこれから宴会に移ると云ふ時、高尾は少し用事があるからと云つて直ぐ会場を出て家へ歸つた。

歸つて見ると隣村の禅寺に居る相谷といふ若い僧侶が来てゐた。相谷は高尾を見るや否や、「おい、敵国降伏をやりに行つたのか。」と素見すやうに言つた。「いや、此方が降伏させられて来たよ。」と高尾は苦笑しながら言つた。「矢張りやるのだらう、馬鹿な真似を。」と

うとうやる事に決つたよ。しかし僕は飽まで反対して来た。」

(『煤びた提灯』・『失はれし真珠』所収 沖野岩三郎 和田弘栄堂・警醒社書店)

市内には十一の寺院がありました。真宗のお寺が三か寺、他に日蓮宗・浄土宗・曹洞宗のお寺があったわけです。どこの町内でもそうでありますように、それらの寺院は、仏教会という形で宗派を超えて連携をとっていました。

日露戦争が始まって、地元の仏教会が行ったのは、敵国ロシアを降伏させ日本の勝利を祈禱するという『皇国戦捷敵国降伏大祈禱会』です。

各宗の僧侶たちが、一も二もなくそれに賛同しましたが、高木顕明さんは一人賛成しなかったのです。彼が賛成しなかった理由は、自分の宗旨は絶対他力であって、祈禱の類をなすべきではないという単純な理由でありました。つまり阿弥陀様以外はたのまない。南無阿弥陀仏以外は必要としない。何かの為に、神様に祈願するとか、もの忌みするとか。そういうことは、真宗門徒は絶対にしていないという単純な理由です。

しかし、周りの僧侶たちは、ことごとく白い目で顕明さんを見るのです。なぜならば、最近、耶蘇教(キリスト教)の牧師、これは沖野岩三郎さんご本人のことですが、その牧師や社会主義者との交流があるため、そういう連中の議論に気触れて、非戦論を主張するのだとみられた

からです。それでも、顕明さんは一人最後まで反対します。

しかし、たちまちに困ることになります。何に困るかということ、例えば法事やお葬式があっても、もう呼ばれないのです。町内十一か寺の和を乱したということで様々な場面で敬遠されていきます。この町で大谷派の寺院は浄泉寺だけです。やがて孤立無援になってお寺の経済は大きな打撃を受けるわけですね。

お経を誦よんで戦争に殺された亡者の魂が浮かばれるか

日露戦争は、日本の勝利で終わりました。日本は、一等国の仲間入りをするわけですが、日清戦争の時にはロシアから賠償金を取れませんでした。日清戦争の時は、台湾を植民地にして、さらに清国からたくさんのお金を取って、それをもって殖産興業に資して、八幡製鉄所を作ったりしたわけですが、日露戦争ではそういうことができませんでした。

そればかりか、戦争が終わってみると、日清戦争の時よりも沢山の戦死者が出ていました。高木顕明さんの小さな村、新宮市からも戦争に行って亡くなった人が出ました。やがて、その亡くなった方の処遇が問題になります。すると戦争で亡くなった人の慰霊をしようという動きが起こってくるわけです。



資料6 「忠魂碑」

写真(資料6)は、現在熊野速玉くまのはやたま大社に移設された忠魂碑ちゆうこんひと呼ばれる塔です。日露戦争後にこの地域で亡くなった方々を慰霊するために建てられたものです。

当時の事情についても、沖野岩三郎さんが『彼は斯うして死んだ』という小説の中に、書き遺されています。

こちらも読んでみます。

折も折、此の町の各宗寺院が発起して、町はずれに招魂碑を建てて毎年春秋二期に招魂祭を執行しようと云ひ出した。その動機は寺院の方で先鞭をつけないなら、神官の方で官幣大社の境内に招魂碑を建てられる、さうなれば仏式の招魂祭が出来なくなる恐れがあるといふのであつた。

九ヶ寺の住職たちは一も二もなく此の建議に賛成した。しかし唯ひとり彼は頑然として

反対した。しかも、彼の信ずる真宗の教義から賛成し得ないのであることを声明した。けれども他の僧侶たちは彼の教義論に耳を傾けないで、ヤソ教にかぶれた不忠不義論だと云つて一斉にけなしつけた。その中に物のわかつた禅僧侶の一人が、彼の肩をたゝいて、

「そんなに生真面目なことを云ふものではない。はいはいと云つて賛成して置け。おれなどは、記念碑だなんて、平べつたい石を建て、その前で生臭坊主どもがお経を誦んで、それで戦争に殺された亡者の魂が浮ぶなんて、そんな馬鹿げた事を思つてゐやしない。たゞ大きな声をはり上げて南無たあかんのうと呶鳴つて置けば、幾らかのお布施にも有りつく、祭りのあとではみんなが一杯飲めるといふので、賛成々々と、云つて置くんた。おい賛成と云へ、賛成と云へ！」と云つて笑つた。けれども、彼はたうとう賛成しなかつた。

(『彼は斯うして死んだ』沖野岩三郎・『文芸春秋オール読物』第一巻第一号所収)

この文章の中から、神道と仏教が何となく競い合っている気配がうかがえますけれども、神道に先だつて招魂祭を行おうという声が仏教会の方から上がったということですが。

しかし、「彼はたうとう賛成しなかつた。」高木顕明さんは、こういう生き方をした方です。



遊郭設置に断固反対

もうひとつですね、顕明さんが反対した日露戦争が始まると、各都道府県の主だったところに兵舎が設けられていきます。

資料7 「当時の新宮の遊郭」

そして兵舎が設けられると、悲しいことにその近辺には遊郭が建てられました。この当時、公の遊郭がないのは群馬県と和歌山県だけだったわけです。けれども兵舎が作られることが決まると、遊郭が誘致されることになりました。(資料7)

い女の子たちは貧しい家の女の子たちです。顕明さんのご門徒で日頃からお参りしている被差別部落の人たち、その人たちは、親鸞聖人からお預かりしている御同行であります。そこで

本当に爪に火を灯すように生活している貧しい家の女の子たちが、遊郭で売り買いされていくことになります。だから顕明さんは遊郭設置に対して強く反対されたのです。

大逆事件に連座

日露戦争に反対した人たちは、新宮には何人もいらしたのですが、何人かは一九一〇年（明治四三）に起こった大逆事件で逮捕されます。大逆事件とは、明治天皇暗殺を計画した首謀者とされた幸徳秋水さんら社会主義者の人たちと、彼らにゆかりのあった者が連座して逮捕された

事件です。



資料8 「大石誠之助」

その中には、新宮地方の人たちも含まれました。大石誠之助さん（新宮・死刑）、成石平四郎さん（請川・死刑）、高木顕明さん（新宮・無期懲役）、峯尾節堂さん（新宮・無期懲役）、崎久保誓一さん（三重県市木・無期懲役）、成石勘三郎さん（請川・無期懲役）の6人が、でっち上げの容疑で犠牲となりました。



資料9 「大逆事件に関連した人々」

この写真（資料8）、大石誠之助さんはお医者様です。「ドクトル（毒を取る）大石」と言われて、お金持ちからは医療費を取るが、困窮している貧乏な人からは医療費を取らなかったと言ひ、町の人たちからの尊敬を集めていました。

こちらの写真（資料9）は、左から崎久保誓一さん、大石誠之助さん、高木顕明さん、峯尾節堂さん、この人は禅宗のお坊様。それから、新村忠雄さん、この人は信州の人です。そして玉置新吉さん、この人は大石誠之助さんと親交があったため大逆事件の影響で教師を止めざるを得なった人です。

「大審院の公示」（資料10）に、幸徳傳次郎とありますのは、幸徳秋水さんの本名です。菅野スガさん（ペンネームは須賀子）という

先ほど申しましたとおり、『余が社会主義』の中では、「自分の信仰に基づいて極楽世界には正義のために戦争したということは聞いたことがない。浄土をふるさとに思う者は戦争などするものでない」と書かれています。また日々の生活の中で、真宗の僧侶として戦争の祈禱や必勝祈願などはしない。戦争で亡くなった人を特別に忠魂碑で祀ったりその前でお祀りをしたりしない。と、どこまでも親鸞聖人の教えを大切にした生き方をされたのです。

宗派は、大逆事件の直後、高木顕明さんを任職差免として任職をやめさせています。そして死刑判決が出た途端に、「擯斥処分」ひんせきしよぶんとし、教団から追放します。つまり、「非国民はあっちへいけ、宗門とは関係ない」と、非常に冷たい処遇をしたのです。家族はその中で路頭に迷います。ご門徒はご任職を失い「逆徒の寺」の名を被せられたわけです。

長い間、真宗大谷派は、このような処遇をしたことすら忘れていました。一九九六年（平成八）、八十四年目にやっと高木顕明さんやご家族、ご門徒に対し謝罪し、復権・名誉回復をしたわけです。

もっとも、それまでにも地道に顕明さんの事績を掘り起こす研究調査を続けられた方々もいらっしゃいました。ここ大阪教区でも教区の事業として高木顕明さんの歴史を掘り起こすという取り組みをされてきたのです。

一九一〇年という年

もう一点大切なことがあります。大逆事件が起こった一九一〇年（明治四三）とは、どのような年かということです。この年に、日本は韓国を併合しました。大韓帝国という国が地図から無くなりました。韓国を併合して植民地にし、中国大陸に進出する大きな足場にしたのです。詩人の石川啄木さんは、「地図の上朝鮮国にくろぐろと墨をぬりつつ秋風を聴く」という句を残しました。

その同じ年、日本国内においては非戦や平等、社会主義や自由を唱えた人たちを弾圧し殺します。新宮出身で詩人であり作家の佐藤春夫さとうはるおさんは、その当時「わが郷里なる紀州新宮の町は恐懼きょうくせりと」と、町の空気が「恐懼」へと変質したことを書き残しています。日本の近代史の中で、大きなターニングポイントになったのがこの年なのです。

人格の根幹を取り締まる特高警察

高木顕明さんのことをもう少し見ていきたいわけですが、顕明さんは、罪一等を減せられて無期懲役となり、秋田の監獄に収監され、二年後に監獄の中でその命を終えられていきます。縊

死（首吊り死）です。本当に望みを絶たれて亡くなられます。教団追放、家族の離散、依るべき場を奪われた末のことでありました。

その顕明さん亡き後の浄泉寺での出来事が記録に残されています。

これから読む、「真宗門徒に対する神棚設置運動の状況」という資料は、『昭和特高弾圧史』に収録されたものですが、その内容は一九四〇年（昭和一五）年六月の『特高月報』の記録です。大逆事件の後に、特高警察ができました。戦前・戦中の社会を知らない私たちには「特高」という言葉の響きの持つ意味がよくわからないですけれども、戦争を経験した祖父母の時代には、「特高が来るぞ」と聞くと震え上がるくらい怖い存在であったと聞いています。

警察とは、一般的には、交通違反や窃盗や強盗、殺人などの罪を犯した人を取り締まるのが仕事かと思いますが、この特高警察が取り締まったものは何かというと、「思想」です。その人が考えたり、行動の判断基準としたりしている思想とか信条です。何を大事に思うか、どういうことを一番大切にしたいか、行動や判断の基準となるもの、その人の人格の根幹の部分となるものが思想・信条です。それを取り締まったのが特高警察で、大逆事件の後に設置されました。

『特高月報』とは特高警察の報告書で、毎月の成果を月報として報告しています。『特高月報』は戦争が終わった後すぐにはアメリカ公文書館が所有していて、しばらく日本の戦争犯罪の研究調査に利用されていたそうですが、後に日本に返還されて、『昭和特高弾圧史』（太平出版社）

という本にもなって、誰でも読むことができるようになりました。

その『昭和特高弾圧史』の中に、宗教者関係が二冊あり、宗教者や寺院や教会等を特高警察が調査した報告書が収録されています。

この資料は、一九四〇年（昭和一五）六月の『特高月報』です。この年は皇紀二六〇〇年の記念の年とされました。日本書紀の神武天皇即位の年を基準とした皇暦（すめらこよみ）で二六〇〇年の年です。皇紀二六〇〇年を国あげてお祝いしたのです。「紀元二六〇〇年」という奉祝歌やその替え歌もありました。この年生まれた方は、「紀子」とか「紀男」とか「紀」という字が使われたとお聞きしたことがあります。

この年、あらためて「大麻たいま（神宮大麻）」が徹底的に配布されます。「大麻」とは、麻葉の大麻と同じ字を書きますが、伊勢神宮のお札です。明治時代になって、伊勢神宮が国民の中心的神社となり、神宮大麻すなわち伊勢神宮のお札を各家に配布することになったのです。

実は、江戸時代までは、神棚が無いお家も多かったのですが、明治時代になって神宮大麻の配布を明治天皇が指示しましたので、そのお札を飾る場所として、家に神棚が登場することになったわけです。

ところが私たち真宗門徒は、南無阿弥陀仏で、阿弥陀様以外は必要としない、神様を拝まない風習があります。ですから各地で「大麻不受」、大麻はいりませんという動きがおこりました。

とりわけ滋賀県の琵琶湖の周辺や、三河地方の真宗門徒は大麻を受け取らなかったのです。

これから読む資料には「日本主義青年同盟」とありますが、今の言葉で言えば右翼団体でしょう。そのような団体から東西両本願寺に宛てて「どうして真宗門徒は、国の祖霊を祀る伊勢神宮の大麻を、受け取らないんだ」という公開質問状が届いたこともあります。

一九四一年（昭和一六）頃には、大麻をどのように扱うかということが真宗教学者の大きなテーマになったりしました。教団トップは、受け取るような風情をするのです。けれどもご門徒さんたちは、受け取らないのです。今までそんな風習はなかったし、真宗門徒はご本尊だけ、神棚は必要ないというわけです。

「極秘裏に監視する必要あり」

それでは、『昭和特高弾圧史』の該当部分を読んで見ます。とても貴重な資料です。

「真宗門徒に対する神棚設置運動の状況」

新宮市〇〇区は所謂要改善地区にして戸数七十三戸、人口三百三十余名を数へ居れるが、全区民悉く真宗の檀信徒にして阿弥陀如来の信仰極めて強く、為に予てより諸他神仏を祭

祀する等のこと絶対になく、各戸神棚等の設けあるを見ざる実情にありたり。然るに同区民にして同市所在日本主義青年同盟の幹事たる〇〇〇〇は、斯くの如き伝統的信仰風習は我国固有のかなながらのみち惟神道的精神に背き、敬神思想にも乖離してついには国体の本義にも悖るのおそれ虞なしとせずとなし、客月下旬以降各戸を戸別に訪問して神棚設置しゅうよう慫慂の運動を起すに至れり。

浄泉寺のご門徒は真宗の門徒であって、「諸他神仏を祭祀すること絶対になかった」と、神棚などを祀ってなかったというのですね。

この日本主義青年同盟の人は、「我国固有の惟神道（かなながらのみち）の精神に背いている、神を敬うという思想にも乖離している、そして国体の本義にも悖る」ということで、ご門徒のお家を戸別訪問して「神棚をちゃんと設けなさい」と推進する運動を起したといいうのです。

この「国体の本義」の「国体」とは、「国民体育大会」のことではありません。当時の国体、国の形ということ。その当時の国の形とは、現人神あらひとがみである天皇が治める国という形です。それにも悖るといいうことで、神棚を設けなさいといいう運動を起したといいうのです。

続いて、こういうことが書かれています。

而して右運動に対し一部区民等は旧来の真宗教説を陋守して、「信仰には二心あってはならぬと教へられ、今日迄は只管阿弥陀仏に縋つて来た。我々は斯く信仰上絶対的に二心を持たずに来たものに、今更神を祀れと言ふことは直ちに賛同致し兼ねる」云々等、反対意向を漏露するものもあるやの模様なるが、一般には内心的信仰信念は別論として一応右運動に賛し、漸次新に神棚を設けて新宮大麻を奉斎する者を見るに至りつつあり。因に真宗教義はともすれば斯る偏狭固陋の信仰に陥るの虞なしとせざるものあるを以て、各地に於ける真宗門徒等の信仰状態等に就ては極秘裏に相当査察を加ふるの要あるべしと思考せらる。

(昭和十五年六月分)

『昭和特高弾圧史』宗教人にたいする弾圧 上』明石博隆・松浦総三編 太平出版社)

最後の部分に注意してください。青年同盟の戸別訪問によって、真宗の信仰をもつ人たちは偏狭固陋(偏っていて頑固)であって、現在の惟神道には合っていないことがわかった。だから、真宗門徒の信仰状況については、極秘のうちに監視しておく必要があると言っています。

これは青年同盟が言っているのではないのです。特高警察が査察をすべきであると報告をしているわけです。つまり特高警察という思想を取り締まる警察が、監視や査察の対象として真宗門徒を見ていたことが、はっきり読み取れます。

他にもたくさん資料があるのですが、真宗大谷派（東本願寺）では、二〇一〇年（平成二二）、大逆事件から百年という節目の年に、『高木顕明の事績に学ぶ学習資料集』を発売しました。戦争する国が、戦争に反対した人たちにどういう処遇をしたのか、詳しくはこの学習資料集を見ていただき、高木顕明さんの事績を訪ねる一助としていただければと思います。

GHQの神道指令

さて、このように私たちの国では、今から七十一年前の一九四五年（昭和二〇）までは神社や神さまは「公」のもので国家と一体だったのです。「公」のものでですから神主さんは公務員です。今は神道と仏教、キリスト教等は、それぞれ別の独立した宗教ということになったわけですが、一、九四五年までは、神道は社会習俗であったり社会通念であったり、もっと言えば国民が道徳として守るべきものであって、それぞれの宗教の上にあるものだったわけです。

一九四五年日本は敗戦を迎え、その後GHQ（連合軍）に占領されます。GHQはその施策の中で、日本人の心の中で戦争を推進する精神的な支柱になったものが何かを研究します。欧米の社会から見れば、玉砕とか特攻とか、自らの死を恐れない兵士たちのその精神は認識しがたく、それらを支えたものは何かを探ろうとしたわけです。

昨日私は、知覧の特攻平和資料会館に行きました。そこで、若者が命を賭して身を賭して、犠牲を強いてまでも戦争を遂行した私の国の歴史を改めて学びました。

GHQは、日本人にあの無謀な戦争を遂行させた支柱は国家神道であり、国民道徳の姿をした宗教だったと結論付けます。そして出されたのが神道指令です。一般的に神道指令と言われませんが、正式名称は「国家神道、神社神道に対する政府の保障支援、保全監督並びに交付の廃止に関する件」という指令です。

そして何が止められたかという点、まず政治と宗教を分けましょうということ。政治は政治、宗教は宗教。政治の中に宗教を持ち込まないということです。

一九四六年（昭和二一）、戦争が終わった翌年の正月、天皇裕仁が国民にしたことは「人間宣言」です。私は人間ですと宣言をしました。

天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ス。

天皇は人間宣言をして、神から人間になりました。けれど人間になった天皇をまだ神にし続けたい人がいるかも知れません。そこで国家神道を廃止し、国家と宗教、政治と宗教を徹底的に

分けましようということを決めたのです。

それと同時に、日本人にとっての八百万の神々、どこの村にも鎮守の森があり神社があります。そういう神社は民間の宗教として存続させることにしたのです。

そして、それまでは国家神道の下に仏教やキリスト教があったのですが、それを止めて大きな水平の土台の上に仏教もキリスト教も神社神道も、同質の価値を持つ宗教として戦後は行きましよう、と決められたわけです。

そしてそれまでの宗教の統制法規、宗教団体会法、それから神祇院管制、神社関連の全法規を停止して国家神道体制というものを無くします。

自由を守る条文

戦争の終わった年、それぞれの神社はどのような形で存在していくかを問われました。ちなみに、東京九段坂にある靖国神社は、それまで陸軍省、海軍省が所管していましたが、一時は廃止する案もありましたが、東京都が所管する一宗教法人として残るという選択をしました。あくまでも、一つひとつの宗教法人は憲法の上に同等なのです。

そして憲法第二十条とは、信教の自由を謳うことによって、国家と宗教を完全に分離すること

を保障する条文なのです。それは信じさせられなくてもいい自由を守る条文でもありません。無理やり国家神道という宗教を信じなくてもいいということです。

日本国憲法に非常に厳格な政教分離規定が提示されているのは、国家神道体制が歴史的経過において戦争遂行の精神的支柱になったという事実から、そういうものはもう止めましょうという事なのです。

もう一点は、私たち日本人の非常に多元的・重層的な信仰と言われている宗教状況を鑑みたということなのです。多くの日本人は、お正月は神社に初詣に行き、クリスマスはキリスト教のようなお祭りをし、お葬式は仏教式であったりとか、最近ではハロウィーンに仮装したりとか、非常に無自覚な多元的・重層的な宗教状況であると言われます。

ところがこのような中では、少数者と言われるイエスキリストの信仰を守っている人たち、もしくは私たちのような浄土真宗、南無阿弥陀仏だけで他の神々は特に必要ないと思っている者たちが、生きにくい状況があるのです。

こういう空気のような同質化を要求される中、「信教の自由」を条文化して「一人ひとりの信仰を大切にしていきましょう。信じなくてもいい自由もあるんですよ」ということを規定するのが憲法第二十条です。今日はそういうことを申しあげたかったのです。

日本独自の国家主義

大逆事件の翌年一九一一年（明治四四）、河上肇かわかみはじめさんという経済学者が、『日本独特の国家主義』という文章を残しておられます。この中で河上肇さんは「学者はその真理を国家に犠牲にする、僧侶はその信仰を国家に犠牲する」と言っておられます。

日本人の眼中心中最も高貴なものは国家をおいて他あらず。故に日本人は国家のため何事何者をも犠牲にするといえども、何事何者のためにも国家を犠牲にするを肯がえんせず。国家は彼らがあらゆる犠牲を供する唯一神にして、彼らは国家を犠牲とすべき他の神あることを夢想だもするあたわず。彼らにとりて最上最高最大の權威を有するものは国家にして、国家以上に權威を有する者あるべしとは彼らの決して想像しあたわざる所なり。ゆえに学者はその真理を国家に犠牲し、僧侶はその信仰を国家に犠牲す。これ即ち日本に大思想家出でず大宗教家出でざる所以なりといえども、しかも日本人は国家の存立と相容れざるが如き思想宗教を味わうの要求を有せざるが故に、彼らはかかる大思想家大宗教家の出でざることを悲しまず、あるいはむしろ悦びつつありというを得べし。

（『日本独特の国家主義』河上肇）

ここで言われている「彼ら」というのは私たちの事です。

河上肇さんは、日本人が何ものにもまして一番大事にしているのは国家であり、国家というものを神様にしてしまって、唯一の大事なものにしていませんかと問いかけています。学者はその学問的な真理を国家の犠牲にし、宗教家は信仰・信心というもので国家のための犠牲にしていると語られています。この言葉から、もしかしたら今の時代でもそういうことがあるのではないかと私は思います。

先月の四月十四日に熊本に大きな地震が起こった後も、すぐ近くにある川内原発は止まりませんでした。この一か月間に千回以上の大地の揺れがあるにも関わらず原発は止まりません。原子工学を専攻する専門家や学者さんたちにとって、これほどの恐怖はないでしょう。しかし、原子力発電所を止めよ、という声が原子力の専門家と言われる学者の方々から出てきましたか。学者はその真理を国家の犠牲にしているかと、少し思うわけです。

政治で神を作るな

これから読むのは、昨日鹿児島県の知覧にある特攻平和会館を訪問して、展示された遺品の中に見つけたお母様のお手紙です。特攻により、十六歳から二十三歳までの若い人たち、陸軍の

特攻隊だけで一四〇〇名、海軍の特攻隊は二二〇〇名以上が一九四四年（昭和一九）から一年ほどの間に亡くなっています。特に海軍は沖繩戦を戦うために行っているのです。

この石倉三郎さんいしくらさぶろうという方は、二十三歳で殺されています。石川県の七尾市の出身ということなので、おそらく浄土真宗のお家だと思われます。そのお母様が特攻に向かう息子に宛てたお手紙です。

ばくだんをかかえて行く時は

必ずわすれまいぞ

ナムアミダブツをとなえてくれ

これが母の頼みである

これを忘れないで居てくれたら

母は此の世に心配事はない

忘れなそ となえてくれ

こん度合ふ時は

アミダ様で合ふではないか

これがなによりも

母の頼みである

忘れてはならないぞ

母より

この「母より」の文字を何回も何回もさすった跡がありました。今さらどう考えても生きて帰れない、死地へ向かう息子に宛てた手紙の、こんな悲しい南無阿弥陀仏はないと思えました。この言葉を書き記したその心を思いました。悲しい南無阿弥陀仏、そういうふうに思いました。この知覧特攻平和会館を参観した後には思い出した言葉があります。それは蓬次祖運ほうしそんという先生、教学研究所の所長をされていた方の言葉です。蓬茨先生は靖国神社問題に関して論文にこういうことを書かれています。

「普通人ではできそうもない犠牲的精神の発露者」と讚美するとは、なんとという残酷な心であらう。

人間の生命よりも国家を至上とする思想にほかならないのであって、むだに死んだと思いたくない、国のために死んだというてほしい遺族の心は同情に値するが、そのために政治上の神をつくるのは大きなあやまりである。過去の政治家のあやまちを二度と繰り返

してはいけないのである。

結論としていいたいののは、ただ「政治で神をつくるな」という一言である。

（「政治で神をつくるな」蓬茨祖運著・『教化研究』五十八号 真宗大谷派教学研究 所収）

「普通人では出来そうもない犠牲的精神の発露者と賛美するとは、なんと残酷な心であろう」。私たちは、このような「残酷な心」を持っていないでしょうか。戦争に行かされて亡くなられた方を、あるいは平和維持という言葉で戦地に赴かされた自衛隊の方々が亡くなった時に、こういうことを言いかねないのが私たちです。これは非常に残酷な心だと思います。このことを蓬茨先生の言葉から教えていただきました。

次の世代に

戦う国は祀ります。戦死者を祀る準備をしています。戦わない国は戦争で死ぬ人がいないので祀る必要もないわけです。戦争放棄を謳った憲法第九条と信教の自由を規定した憲法第二十条は、相互に大きな深いつながりがあります。祀ってはいけないのです。ましてや戦争を起こした国が、国家が、個人の信仰や信条に立ち入ってはいけないのです。今日は、そういうことを

少し申しあげたかったです。

今、本当にややこしい時代が来ています。戦争は戦争の顔をしてこないのです。高木顕明さんの時代の敵国降伏祈願、若しくは戦没者英霊の顕彰法要、これらは少しも戦争の顔をしていないかも知れません。むしろちょっと良いことのような顔をしています。しかし、気が付けば戦争につながり、戦争に巻き込まれていくのではないのでしょうか。

今、そういうことが私たちの身の回りで起こっていないのか、見つめていくことが大切だと思います。あれだけの犠牲を強いて、それも自国の若者だけでなくアジア太平洋地域の方々の血を流して生まれた憲法です。その憲法の精神をもう一度、今だからこそきちっと真向かいになって、そこからいただいた大切なことを伝えていかなければ、いけないと思います。

「今だけ、こっだけ、自分だけ」が良い生活をしていけば、という自身の在り方を今一度省みて、この憲法の精神を次の世代に伝えいくということが必要だと感じています。

この会場には、人生の先輩があちらこちらにいらして、その方々を前に非常に僭越なことを申しました。意のあるところをお汲み取りいただければと思います。これで話を終わらせていただきます。長い間ご清聴ありがとうございました。

発刊にあたり

本書は、二〇一六年五月十七日、難波別院において開催された南御堂シアター「第一〇一回南御堂ヒューマン・フォーラム」(以下ヒューマン・フォーラム)の講演記録です。

通常、ヒューマン・フォーラムは難波別院が単独で主催されますが、今回は、私たち大阪教区会議員教学振興委員会(以下教学振興委員会)との共催とさせていただきます。

教学振興委員会とは、真宗大谷派大阪教区会議員の自主学習会ではありますが、特に今期は、二〇一五年に当派が議決した『非戦決議2015』を機縁とし、山内小夜子さん(真宗大谷派解放運動推進本部・本部委員)をお招きして、三回の公開講座を開催することにいたしました。本書はその最終回の講演記録です。ちなみに第一回は二〇一五年九月十五日に「戦後七〇年の今、非戦を確かめる」集いとして開催し、講題は「大谷派における非戦・平和への取り組みについて」でありました。また、第二回は、二〇一六年四月二五日に「戦後七一年の今、非戦を確かめる」集いとして開催し、講題は「歴史の検証と念仏者の責務」であります。これらは、教学振興委員会が独自に開催し、主に当派大阪教区内の寺院関係者を対象として呼びかけを行いました。

私は、この二回の講座を通し、過去多くの方々が親鸞聖人の教えを礎として非戦を訴え、文字どおり生命がけで平和を求めて歩まれたお姿を学びました。そして、このお姿は、他でもない私自身の歩みを問う

呼びかけであり、かつ、私が生活する現代社会への警鐘であると受け取りました。

このような経緯を経て、今回は、より多くの方と学びを深めることを願い、難波別院と共催のヒューマン・フォーラムとして開催させていただいたことです。

さて、今回、講師の山内さんからは、「戦争と仏教―戦争は戦争の顔をしてこない―」という講題をいただきました。内容については本書をご一読いただくのが何よりと考えますが、今回も、先生は、優しい人柄が溢れるように言葉を紡ぎながらも、時折力強い語調でありました。静かでありながら、熱い思いが顔を覗かせるのです。

なお、本書は学習資料としても活用していただけるよう、できる限りの講演を再現いたしました。本書が「非戦・平和」の学びの一助となれば幸甚であります。しかしながら、私たちの力量不足は否めません。当日の会場の熱気を含め、お伝えできないことが数多くあることをどうぞお許しください。

最後になりましたが、講師の山内小夜子さんには、大変お忙しい中をご指導いただきましたこと厚く御礼申しあげます。また、ヒューマン・フォーラムの共催をご快諾いただきました難波別院はもとより、ご尽力賜りました関係各位に深く感謝を申しあげます。

合掌

大阪教区会議長 菴原 淳

第101回 南御堂ヒューマン・フォーラム
戦争と仏教 ―戦争は戦争の顔をしてこない―

非売品

2017年3月1日 初版発行

講 述 山内 小夜子

発行編集 真宗大谷派 大阪教区会議員教学振興委員会
事務局 〒541-0056

大阪市中央区久太郎町4丁目1-11

真宗大谷派大阪教務所内

組版・デザイン Tatsumaro Yamao

●講師略歴

やまうち さよこ
山内 小夜子

愛媛県生まれ。大谷大学卒業。

真宗大谷派教学研究所研究員を経て、現在は解放運動推進本部本部委員。大谷大学非常勤講師。

論文「近代における真宗大谷派の女性教化組織」（『教化研究』135号）他。共著に『高木顕明一大逆事件に連座した念仏者』（真宗ブックレット）『性と侵略』（社会評論社）『加害と赦し』（現代書館）他。

●表紙の写真

たかぎ けんみょう ちゅうこんひ
高木 顕明が建設に反対した忠魂碑

日露戦争の後、新宮の仏教会が企画した忠魂碑建設に対し、真宗大谷派僧侶の高木顕明一人が反対しました。

当初は、現在の新宮高校の南東に建てられましたが、現在は熊野速玉大社境内に移転されています。本誌23頁参照

「戦う国は祀ります。戦死者を祀る準備をしています。
戦わない国は戦争で死ぬ人がいないので祀る必要もないわけです。」
本誌44頁参照

なお、本誌の写真は全て「真宗大谷派解放推進本部」から提供いただきました。